

平成29年度 第1回中国地方整備局事業評価監視委員会

日 時：平成29年9月6日（水）13：15～15：30

場 所：中国地方整備局建政部3階会議室

議 事 録

道路事業の審議

再評価対象事業

【一般国道2号 倉敷立体】

◎三浦 委員長

矢板打設にあたり、当初は砂礫層を見込んだ工法選定をしていたが、施工時にぐり石が出てきたため打設工法の変更を余儀なくされたと理解したが、地質条件について、事前ボーリング調査で想定できなかったのか。

○池田 岡山国道事務所長

ジャストボーリングを行う場合は、河川管理者や漁協との協議に時間を要し、事業の遅延が想定されたため、従前のボーリングデータを使用して設計を行った。

◎三浦 委員長

事業進捗等を総合的に判断してそのような決定を行ったと思うが、地盤条件は地点が少し離れただけでも随分変化するので、ジャストボーリングを行うことが大事と思われる。

◎寺田 委員

P12の期待される道路の役割（効果）として、玉島ICから倉敷美観地区へは8分の時間短縮効果があるとなっているが、ドライバーに対しての誘導や情報提供が必要なのでは。

○池田 岡山国道事務所長

ドライバーに対して、昨年からは岡山国道事務所と倉敷市が連携し、SAでのチラシ配付や高速道路上への横断幕の設置及びHPでの案内情報を発信している。この倉敷立体事業が完成した際には、同様な試みを行うべきと考えている。

◎寺田 委員

若者の視点を考慮すると、スマートフォンでの対応も考えていただきたい。

○池田 岡山国道事務所長

スマートフォン表示に未対応であれば、対応するようにしたい。

◎三浦 委員長

本事業については、当委員会としては、「継続」という対応方針（原案）は妥当と判断する。

【一般国道180号 総社・一宮バイパス】

◎寺田 委員

P7の事業効果について、総社市の郊外に物流センターが立地されているとの説明があったが、岡山港までの年間物流量はどれくらいなのか。

○池田 岡山国道事務所長

正確な年間物流量は把握していない。岡山港に物流センターがあるので一定程度の物流量があると見込んでおり、所要時間の短縮効果を整理したもの。

◎正岡 委員

平成元年に事業着手してからの進捗状況が47%とのことだが、他の道路事業での審議案件と比較すると、非常に進捗状況が悪いように思われるが、何か事情があるのか。

○池田 岡山国道事務所長

事業に対する反対が地元であったため用地買収が進まず、地元の理解を得るのに時間を要した経緯がある。

◎三浦 委員長

用地買収の進捗が48%ということで、まだ半分強が残っていることになるが、今後は円滑な用地買収が可能なのか。

○池田 岡山国道事務所長

困難な状況が予想されるが、地元の理解を得ながら事業を進めて行きたい。

◎三浦 委員長

本事業については、当委員会としては、「継続」という対応方針（原案）は妥当と判断する。

【一般国道54号 可部バイパス】

◎塚井 委員

事業の必要性について全く異義はないが、可部線延伸と広島市民病院の移転という事象は、事業の重要性が増しているという意味で再評価の重点化・効率化を判定するにあたっての「周辺環境等の変化」には当たらないのか。

○植田 広島国道事務所長

「周辺環境等の変化」というのは、事業の重要性が減じる方向の変化があった場合に適用されるものと考えている。

◎塚井 委員

工事着手後の事業期間が20年や30年と長期間に渡る事業では、どのような判断にて周辺の立地状況の変化を捉えるべきか。

○中川 地方事業評価管理官

近年は3年単位での再評価を実施してきたが、要点審議となる案件については、1回のみB/Cの算出を省略できることから、結果的に最長6年単位での評価を行うこととなるため、ある程度の長期間における変化は捉えていると考えている。

◎三浦 委員長

本事業については、当委員会としては、「継続」という対応方針（原案）は妥当と判断する。

河川事業の審議

再評価対象事業

【太田川直轄河川改修事業】

◎三浦 委員長

事業期間が30年と非常に長い中、今回は当面の事業として5年間を評価の対象としている。長期間で評価することで認識できる変化もあると思われるが、このような評価の方法で特に問題はないのか。

○徳元 太田川河川事務所長

治水対策は、ある一定の連続した整備が出来てから効果を発揮するものもある。特に堤防の整備では、かなり長い区間を一連で整備して初めて効果が出るものであり、そのような事情を考慮すると、ある程度の期間で評価していくことはやむを得ないのではないかと考えている。

◎三浦 委員長

数ある事業の中から優先順位を付けて整備を行っているということによろしいか。

○徳元 太田川河川事務所長

優先順位が高い箇所を整備するのはもちろんだが、河川事業の場合は、上下流での整備状況のバランスを見ながら事業を行うことも重要な要素の一つであり、その辺りを総合的に判断して事業を進めている。

◎橋本 委員

P12の事業の整備効果として、浸水面積が749haから190haへ減少することは確認できるが、この浸水が解消されない190haへの今後の対応については、河川行政や都市行政における周辺開発や計画など、どのような状況となっているのか。

○徳元 太田川河川事務所長

平成17年に中流域で大きな浸水被害が発生したことを受けて、平成28年度までの10年間

で床上浸水対策を実施してきたところであるが、床下浸水や田畑の浸水までの対策は未了であり、190haはそのような地域に該当するものである。対策として、宅地の規制等について関係機関と協議を重ねたが、当該地域で土地利用を制限するような対応には至っていない。

◎若木 委員

事業費の6億円増額の理由として、JRとの協議の結果、軌道への影響に関する指摘を受けたとのことだが、具体的にはどういう影響なのか。

○徳元 太田川河川事務所長

軌道の下に導水路を設置するにあたり、当初は軌道の沈下を防止するための措置として軌道側方への地盤改良を予定していたが、JRとの協議の結果、安全性の更なる確保のために軌道下側への地盤改良の追加実施を要望された。当方としてもやむを得ないものとして対策を追加したものである。

◎内山 委員

3年前の豪雨災害を受けて、根谷川の堤防改修を初めて実施したように思われるが、河川事業では、災害が発生する度にその事象に応じて防災工事を実施されている中、全体的な事業費はほとんど変化がないように見受けられる。

本来実施すべき事業を全て行うためには、再評価調書に記載されている全体事業費以上の予算が必要になるように思われるが、これについて説明をしていただけないか。

○徳元 太田川河川事務所長

大規模な災害が発生した箇所については優先して事業を行っていくことになる。根谷川の事業については、元々整備計画に基づいて実施する予定であった事業の優先順位を見直すことで対応しているものである。

◎内山 委員

河川事業の印象としては、道路事業より総事業費が掴みにくいことがある。本来、実施したい事業を全て行うためには1000億程度必要なのではないか。

○徳元 太田川河川事務所長

今回の審議案件につきましては、P5に記載しているとおり、全体事業費は649億円となっているが、これは戦後最大洪水への対策を行うための事業費である。太田川自体は、さらに大規模な洪水対策のための将来計画も有しているが、将来像を含めた全体事業を一気に実施することはコストや時間がかかるため、段階的な事業費にて、事業を実施していくこととしている。

◎正岡 委員

河川整備計画目標規模とは、どのくらいの洪水を想定しているのか。

○徳元 太田川河川事務所長

太田川の河川整備計画では戦後最大洪水を目標にしており、太田川については、平成17年の台風の洪水を目標としている。

◎正岡 委員

戦後最大洪水を超えるような豪雨災害が発生した場合は、P12 の事業実施後の想定は成り立たなくなるということか。

○徳元 太田川河川事務所長

P12 は戦後最大洪水の流量を対象とした想定である。P6 で示している洪水浸水想定区域は、200年に1回の豪雨による洪水での浸水想定をしたものであり、戦後最大洪水を超えるような豪雨災害が発生した場合は、このような浸水被害が発生する可能性がある。当然ハード整備は着実に実施していくが、近年の豪雨災害に追いつかないような地域も存在する。そのような地域には、安全な避難を促すようなソフト対策を合わせて実施しており、関係市町村に対して情報提供を行うなどの対策を積極的に進めているところである。

◎正岡 委員

河川整備計画目標規模を超える豪雨災害が発生した場合は、整備計画の見直しを行うのか。

○千野 河川計画課長

河川整備計画を策定した後も目標としている流量を上回るような洪水が発生した場合には、必要に応じて河川整備計画を変更していくことになる。まだ中国地方整備局管内ではそのような事例はないが、全国的には、災害発生により河川整備計画を変更した事例はある。

◎三浦 委員長

本事業については、当委員会としては、「継続」という対応方針（原案）は妥当と判断する。

【太田川総合水系環境整備事業】

◎寺田 委員

P8 の利用者数の推移に関するデータの出所と、計測方法を教えていただけないか。

○徳元 太田川河川事務所長

利用者数のデータは、「河川水辺の国勢調査」における空間利用実態調査のデータである。調査は季節毎に定められた平日及び休日に行い、その結果を基に季節毎の利用者数を推定している。

◎橋本 委員

この利用者数は半年当たりの人数なのか。

○徳元 太田川河川事務所長

そのとおりである。

◎橋本 委員

半年間の利用者数が300人増えることを反映したB/Cとなっているか。

○徳元 太田川河川事務所長

B/CはTCMにて算出しており、整備後の利用者数は整備前に比べ概ね1.1倍になると推定していた。P8の利用者数は、B/C算定時の推定値ではなく、空間利用実態調査による推定値を示したものである。

◎橋本 委員

P1の便益の主な根拠としてCVMの計算結果を示しているが、この受益世帯数というものがよく分からない。本事業は河川全体を対象としたものではないので、何を以て受益世帯と定義しているのか。B/Cを算出するにあたって、意図的な設定をしていないことを判断したいため、事業実施した箇所へ何分以内に来訪が可能な圏域の戸数としているなどの設定を教えてください。

○吉田 企画部長

資料7-2のP33に前回の平成26年度での評価資料を掲載している。事業箇所ごとに受益を受ける範囲を設定し、その範囲に含まれる世帯数を算出してアンケート調査を行うこととしている。

◎橋本 委員

分かりました。その設定範囲の中にある受益世帯数にとっては、支払意思額は均一となるということでしょうか。

○徳元 太田川河川事務所長

CVMでは、事業に対していくら支払うかという設問にて調査を実施しており、設定範囲の中での支払意思額は均一となる。また、TCMでは、その場所へ来訪するためのガソリン代などのコストを距離に比例して評価するようにしている。

◎寺田 委員

資料7-2のP44の支払意思額を確認する方法について、昨年も同じ意見を申し上げたと思うが、回答記入欄の横に回答例を記載すると、回答者がこれに影響されてしまうという問題が生じるのではないかと。

○千野 河川計画課長

指摘をいただいた資料については、3年前の事業評価にて使用した調査票であり、今回は要点審議案件として添付しているものである。過去にいただいた意見を踏まえ、以降に実施した調査については、調査票から回答例を削除するように修正している。

◎寺田 委員

以前までは現金での支払いという選択肢になっているが、現在の調査票では、支払方法の選択肢まで設定しているのか。

○徳元 太田川河川事務所長

支払方法の選択肢の設定については色々な議論があるが、出来るだけバイアスが生じないよう

に、調査票では「負担金」という表現にして、具体的な支払方法までは言及しないような形式となっている。

◎正岡 委員

現在の調査票には、全く負担金を支払わないという選択肢として、「月に0円」という項目を追加しているのか。

○千野 河川計画課長

そのような項目は追加していない。「月に0円」という回答をしたい場合は、回答欄の「反対」に全て丸を付けるとか、何も記入しないなどの対応をしてもらうこととなる。

◎正岡 委員

従前記載していた回答例を削除してしまうと、回答欄全てに記入しないような回答者が出てくるのではないかと。そういった問題を解決するような工夫を何かしているのか。

○千野 河川計画課長

回答欄を一つずつ選択していただくよう、赤字で強調した注意書きを記載する等により、そのような問題が生じることは防いでいるものと考えている。

◎正岡 委員

新しい調査票による調査結果については、今後教えていただければと思う。もし、思ったような回答が得られない場合は、質問方法を変更するなど何らかの対応を検討すれば良いと思われる。

○千野 河川計画課長

新しい調査票による調査結果については、次回第3回事業評価監視委員会にて審議いただく案件があるので、その際に説明する予定である。

◎正岡 委員

資料6-2のP10でのコスト削減方法について、除草作業や清掃などについて地元との協力体制を確立するとあるが、県の職員の話を見ると、地元の協力を得ることが最も大変だと言われている。どのような形にて協力体制を確立しようとしているのか。具体的な手法もしくは実例があれば教えていただきたい。

○徳元 太田川河川事務所長

既に完成した箇所での例として、上殿地区では除草作業を、西原地区では清掃活動を地元の方をお願いして実施していただいている。当該事業を実施する前に、地元の方と調整をしておくことにより、円滑に維持管理をお願いすることが出来ると考えている。

◎正岡 委員

その清掃活動を行う人を集めることが大変だとのことなので、どのような方法で人を集めているのか。

○徳元 太田川河川事務所長

例えば、自治会等をお願いして声をかけていただくような方法で集めている。

◎三浦 委員長

計画段階から実際に施工し完成する間に何度も地元協議を行っていると思うが、どこかの段階にてこのような除草作業や清掃活動をお願いしているということか。

○徳元 太田川河川事務所長

本事業に関しては、市町にて、まちづくりと一体となった河川の整備計画として「かわまちづくりの計画」を策定しているが、その計画を策定する段階にて、後の維持管理を地元へお願いする協議を行うことが多い。

◎内山 委員

資料6-2のP1にて、上殿地区ではTCMにより年間利用者数の増加が2,652人であると期待されていたが、P8では実際の増加数は半年間で300人ほどであったとの調査結果となっていた。本事業の意義を疑うものではないが、このようなTCMでの推定値と実際の調査結果が乖離した場合は、どのように理解すればよろしいか。

○徳元 太田川河川事務所長

環境整備事業に対し貨幣換算を行うことは非常に難しい問題であり、一つの目安としてCVMやTCMに基づいた方法にて評価することとなっている。今回整備した箇所というのは、高速道路のインターチェンジ近傍の道の駅付近という、非常に立地の良い場所であり、しっかりとPRすることによって、今後益々の利用者の増加を図っていきたいと考えている。

◎塚井 委員

底質の環境悪化については、何らかの汚染物質の流入が原因だとは思われるが、そのような汚染物質の供給が物理的に続いているのであれば、底質改善を行っても対処療法にしかならないのではと少し危惧している。底質改善事業については、効果が持続する期間やメンテナンスができるのかをどのように考えるかなどの議論がされているのか教えていただきたい。

○徳元 太田川河川事務所長

事業の概要としては、川底の砂層の上に溜まった有機泥により、砂層への酸素供給が遮断されることで砂層内の生物が死滅するのを防ぐために、石炭灰を造粒したものを円柱状に設置するものであり、それによって潮の干満による水位の上昇・下降に伴い、砂層へ酸素が供給されるものである。有機泥の堆積については、海側から供給されているのではないかとされているが、そのメカニズムについては完全に解明されていない。今まで実施した底質改善事業については効果は持続しており、今後もその効果の度合いについてしっかりとモニタリングしていく必要があると考えている。

◎塚井 委員

この事業が実験的な性格を多分に含んでいるということは理解しているが、B/Cの数値上は非常に効果のある事業ということになっている。この事業は臭気対策にも関わってくると思うの

で、局所的な底質改善には効果があると思うが、河川全体での環境改善まで達成できているのかどうかは思うところがある。施工区間の設定方法やその環境改善を評価する基準があると思われるが、その辺りを教えていただきたい。

○徳元 太田川河川事務所長

河川全体に連続的に有機泥が堆積している訳ではなく、局所的に堆積している箇所があるので、そのような箇所を3箇所選定して事業を実施している。

○塚井 委員

分かりました。事業効果が想定通りに発揮されているか、また、水辺環境の改善により来訪者の増加に繋がっているのかということをご丁寧にモニタリング調査することで、適切なB/Cの評価を行うことができ、引いては事業促進に繋がると思われる。

親水空間を整備することにより、防災などの副次的な効果への波及も考えられることから、市内派川の一部についてはこのような空間が継続的に維持されている状況が望ましいと思われるので、事業効果の適切な把握のためにも、モニタリングをご丁寧に実施していただきたい。

○三浦 委員長

本事業については、当委員会としては、「継続」という対応方針（原案）は妥当と判断する。

河川事業の報告（河川法に基づき、河川整備計画変更に係る審議を行った事業の報告）

再評価対象事業

【高梁川直轄河川改修事業／高梁川直轄河川改修事業（小田川合流点付替え）】

○若木 委員

小田川合流点の付替え事業とは、現在の合流点より下流側に付け替えられるということか。合流点を2点に増やすということではないということでしょうか。

○千野 河川計画課長

そのとおりである。小田川合流点をP36の右図における赤破線の位置に付け替え、現在の合流点は堤防で閉め切るという事業である。

○若木 委員

合流点を下流側に付け替えることで、これまでとは別の箇所で浸水被害が起きることはないのか。

○千野 河川計画課長

そのようなことは発生しない。今の合流点では、洪水時の高梁川の水位が高く、小田川の水が高梁川へ流入しづらいため、小田川沿川で浸水被害が発生することが現在の課題である。合流点を高梁川の下流にすることにより、合流点での水位が低下し、小田川の水を吐けやすくする効果がある。小田川を高梁川の下流に付替えても、合流地点が変わるだけなので、下流の被害が拡大することはない。

◎寺田 委員

P16 の流下能力図の見方が分からないので、この図が何を示しているのかを教えてください。

○千野 河川計画課長

流下能力図は、現在の堤防高さや幅、河川内の面積から、その地点にて洪水をどの程度安全に流すことができるかを示した図である。図の上側を右岸、下側を左岸として黒実線で示した整備計画の目標洪水である戦後最大流量、黒破線で河川整備基本方針で想定している洪水流量を示している。本事業は整備計画に基づく事業のため、黒実線に対して流下能力が下回る箇所について整備を行うものである。

◎寺田 委員

流下能力図における色の違いは何を示しているのか。

○千野 河川計画課長

色の違いは各時点での流下能力を示したものである。平成22年に整備計画を策定した時点での流下能力がグレーの部分であり、そこから整備計画を変更した平成28年時点において事業の進捗により流下能力が増加した部分がオレンジ色の部分である。平成28年から平成35年までの当面7年間の事業を実施すると、ピンク色の部分の流下能力が増加することとなり、最後に整備計画の残り全ての事業を行うことが出来れば、ブルーの部分まで流下能力が増加することとなり、結果として、整備計画の目標洪水である昭和47年7月洪水をどの区間でも概ね安全に流すことが可能となる。

◎三浦 委員長

他にはよろしいですか。それでは、本報告案件に係る質疑応答は終了いたします。

－ 以 上 －